

「見舞金」 給付内容

〈給付内容〉

1. 事故通院見舞金（自家給付制度） (1) 不慮の事故による、5日以上10日までの通院 (2) 不慮の事故による、11日以上の通院
2. 病気入院見舞金（自家給付制度） (1) 病気による、5日以上入院

〈給付できない場合〉

1. 事故通院見舞金（自家給付制度） ・針灸、あんま、マッサージへの通院の場合
2. 病気入院見舞金（自家給付制度） ・正常出産による入院の場合

●給付できない場合の1と2に共通

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

- ・ 会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ・ 戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・ 核燃物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・ 加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、または加入者が法令に定める酒気帯び運転
 またはこれに相当する運転の間に生じた事故によるとき
- ・ 請求当月分の掛け金が入金されないとき